

○寒川町総合計画審議会条例

昭和41年10月21日

条例第27号

改正 平成28年12月15日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、寒川町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 寒川町総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項につき、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は建議するため、寒川町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平14条例1・全改)

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 町議会の議員
- (3) 町教育委員会の委員
- (4) 町農業委員会の委員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (7) 学識経験を有する者

(昭58条例2・平11条例3・平14条例1・平19条例2・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が就任するまで在任するものとする。

る。なお、再任をさまたげない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(臨時委員)

第7条 審議会に特別の事項を審議させるため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、第1項に係る事案の審議期間とする。

(昭58条例2・追加)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(昭57条例1・一部改正、昭58条例2・旧第7条繰下、昭62条例1・平元条例14・平18条例33・平28条例24・一部改正)

(委任規定)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

(昭58条例2・旧第8条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年12月13日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。

附 則(昭和45年4月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月31日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の規定は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年7月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月29日条例第2号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月25日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日条例第14号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月26日条例第3号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において寒川町総合計画審議会の委員である者のうち改正前の寒川町総合計画審議会条例第3条第2項第4号に掲げる者のうちから任命された者については、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成18年12月15日条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の際最初に委嘱される寒川町総合計画審議会の委員(この条例による改正後の寒川町総合計画審議会条例第3条第2項第1号に係るものに限る。)の任期は、寒川町総合計画審議会条例第4条第1項の規定にかかわらず当該委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

附 則(平成28年12月15日条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。